

平成21年2月19日 開会
平成21年2月19日 閉会
(臨時第2回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第45号

平成21年第2回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成21年2月16日

大山町長 山口 隆之

- 1 日 時 平成21年2月19日 午前10時30分
2 場 所 大山町役場議場
-

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	川 島 正 寿
岩 井 美保子	秋 田 美喜雄
尾 古 博 文	諸 遊 壤 司
足 立 敏 雄	小 原 力 三
岡 田 聰	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 2 1 年 2 月 1 9 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 2 1 年 2 月 1 9 日 午前 1 0 時 3 0 分開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 5 号 大山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第 4 議案第 6 号 大山町観光交流センター条例の制定について

日程第 5 議案第 7 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 8 号 平成 2 0 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 7 議案第 9 号 平成 2 0 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 8 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 9 発議案第 1 号 大山町議会議員政治倫理条例の制定について

日程第 1 0 発議案第 2 号 大山町議会議員の政治倫理に関する規則の制定について

本日の会議に付した事件

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 5 号 大山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第 4 議案第 6 号 大山町観光交流センター条例の制定について

日程第 5 議案第 7 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 8 号 平成 2 0 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第7 議案第9号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第4号)

日程第8 議案第10号 平成20年度大山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第9 発議案第1号 大山町議会議員政治倫理条例の制定について

日程第10 発議案第2号 大山町議会議員の政治倫理に関する規則の制定について

出席議員(18名)

1番 近藤大介	2番 西尾寿博
3番 吉原美智恵	4番 遠藤幸子
5番 敦賀亀義	7番 川島正寿
8番 岩井美保子	9番 秋田美喜雄
10番 尾古博文	11番 諸遊壤司
12番 足立敏雄	13番 小原力三
14番 岡田聰	16番 椎木学
17番 野口俊明	18番 沢田正己
19番 荒松廣志	20番 西山富三郎

欠席議員(1名)

21番 鹿島功

事務局出席職員職氏名

局長 …… 諸遊雅照 書記 …… 柏尾正樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …… 山口隆之	副町長 …… 田中祥二
教育長 …… 山田晋	総務課長 …… 田中豊
企画情報課長 …… 野間一成	住民生活課長 …… 小西廣子
税務課長 …… 中田豊三	建設課長 …… 押村彰文
農林水産課長 …… 池本義親	水道課長 …… 船田晴夫
福祉保健課長 …… 戸野隆弘	人権推進課長 …… 近藤照秋
観光商工課長 …… 小谷正寿	大山振興課長 …… 福留弘明
診療所事務局長 …… 斎藤淳	地籍調査課長 …… 種田順治
教育次長 …… 狩野実	社会教育課長 …… 小西正記
学校教育課長 …… 西田恵子	幼児教育課長 …… 高木佐奈江
農業委員会事務局長 …… 高見晴美	

午前 10 時 30 分 開会

○局長（諸遊雅照君） そういたしますとあらためまして、互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○副議長（野口俊明君） 本日の会議は、議長が欠席いたしますので、地方自治法第 106 条の規定により、副議長が議長の職務を執行いたします。

議員の皆さん、執行部の皆さんにお願いしておきます。議員の皆さんは議席番号を執行部の皆さんは職務名を議長席に分かるようにしていただきまして、会議を進めたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は 18 人です。定足数に達していますので、平成 21 年第 2 回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○副議長（野口俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、11 番 諸遊壤司君、12 番 足立敏雄君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○副議長（野口俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

日程第 3 議案第 5 号

○副議長（野口俊明君） 日程第 3、議案第 5 号 大山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長、ただいま上程になりました議案第 5 号 大山町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について提案理由の説明をいたします。

本案は、4 月から改正される介護報酬の改定に伴う介護保険料の上昇を段階的に抑制するための措置を講じるため、必要な事項を定めるものであります。

ご承知のように介護報酬は3年に1回改定をされますが、介護保険制度が導入されて以降、膨らむ給付費を抑制するため過去2回はいずれも引き下げられました。

この結果、介護施設では収益悪化や低賃金による深刻な人手不足となり、介護従事者の待遇改善を図ることか喫緊の課題となっております。

そのため今回の改正では、介護報酬を引き上げ、介護従事者の処遇改善を図ることになりました。しかし、報酬の引き上げは保険料の上昇となるため被保険者に大きな負担となります。この介護報酬改定に伴う保険料の上昇分を軽減するため、国による軽減措置が講じられることとなったものです。その財源については交付金を基金として創設し、その取り崩しにより軽減分の財源に充てるものです。

なお、この条例は介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策であるため平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画の期間のみの措置であり、平成24年3月31日をもってその効力を失うことを附則により規定しております。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○副議長（野口俊明君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 第1条の見出しについて質問いたします。ここは「設置の目的」となっています。次の議案第6号は、第1条が「設置」となっています。まあ設置の目的としたのと、他の条例で「設置」と出てきますが、これは何故ですか。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、西山議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○副議長（野口俊明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 条例の案の設置の目的という文言についてのご質問ですが、この条例の案を作成するにあたりましては、厚生労働省から、条例の準則として文案が示されておるところであります。

ご質問にありましたこの「設置の目的」という文言も含め、その準則の文案に従って作成をしたものであります。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○副議長（野口俊明君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの、35年前ほど前ですかね、わたしが。その頃の条例は、第1条が「設置」で、第2条が「場所」で、第3条が「目的」というふうな時代もあったんですね。で、ご承知のように設置というのはね、目的があって設置するわけですから、この「設置の目的」は分かりやすいと思うですよ。

しかし、「設置」でもとおるわけですね。このような、準則に学ぶのはいいけれど、

基礎的自治体の考え方はどうなんですか。合併をすれば、法務能力も高まるということを行ったんですね。それから議会もただ、チェックするだけが議会の能力じゃないと、唯一の立法機関として、議会の条例を制定というのはですね、大いに駆使しなければならぬということになっているわけです。それで基本的なことを聞いています。そうしますと、町村会では、この条例等を作る勉強会というふうなものほどのようなことがあるんですか。庁内ではこのような条例を作るときの勉強会はするんですか。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○副議長（野口俊明君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 西山議員の追及にお答えしたいと思います。ベテラン議員さんで35年前の話も今出ましたけれど、わたしの認識するところでお話いたしますと、従来旧町時代には、条例を設置する場合、まず「目的」を第1条でうたっておったんじゃないかと思います。で、第2条で設置という格好をとっておったような気をしております。

で、合併時に、条例すべて新町の条例に制定したわけでありまして、既設につきまして、統一的に「設置」という見出しをつけまして、第1条で、「目的と設置」をうたっております。で、今回この議案5号につきましては、国から示された準則によって、担当課の方で提案しております。あくまでもこれは見出しでありまして、わたしとしては中身が大事だということで、見出しについてそこまでの議論はわたしはどうかという感じで受けておりまして、そのようにご理解をいただけたらと思います。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長、20番。

○副議長（野口俊明君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの、そんな答弁じゃ納得できんね。見出しと中身がピシャッと一致せないかんがね。文章なんてそういうもんだろう。見出しはどうしても中身がいいんだからこんな議論は不問だというようなことは、あんた、取り消しせないかんよ、そんな表現は。抑えるけれどね。やはり目的なら目的をきちっとしておいて、中身というのをきちっと書かないけん、こちらは「設置の目的だ」、もう一つの条例は「設置」だと。これわれわれ町民に対してどう表現するんですか。まあ、中身が分かるだけええですがなというんですか。けしからん、その答弁は。取り消ししなさい。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○副議長（野口俊明君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 「設置」という文言でございますが、本町として合併時にこの「設置」という言葉に統一したということもございます。今回議案5号につきましては、担当課の方で「設置の目的」といううたい方をしたということでございます。断れということでございますけれど、今後におきまして新規に条例を制定する場合に統一的に本町としての取り組みといたしますか、をしていきたいと、考えますのでよろしくお

願いたします。

○副議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

○副議長（野口俊明君） 日程第4、議案第6号 大山町観光交流センター条例の制定についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第6号 大山町観光交流センター条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町観光交流センターが3月24日に工事完成する予定であることに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大山町観光交流センターの設置及び管理に関する事項について定めるものであります。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○副議長（野口俊明君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） ただいまの条例ではぐっていただきますと、第4条の4番になりますが、観光交流センターの管理及び運営というところの運営についてちょっとお尋ねをいたします。これは管理のことで条例ができるんですからと思いましたが、運営も挙げてありますので、ここで少し突っ込んだ質問になるかもしれませんが、聞いておきたいと思います。

運営につきまして、指定管理者が例えば赤字ということになりました時には、どのようなことになっていくのでしょうか。指定管理者の責任になるのでしょうか、それとも町が一切賄わねばいけないということになるのでしょうか。確認をしておきたいと思います。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただ

きます。

○大山振興課長（福留弘明君） 議長。大山振興課長。

○副議長（野口俊明君） 大山振興課長。

○大山振興課長（福留弘明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思
います。

まず本条例をお願いしている趣旨からでございますが、この観光交流センターを指定
管理に、という手法で管理することができるという条項を議決をお願いしているもので
まずあります。で、その前提に立ちましてお答えをさせていただきますが、この施設を
指定管理者による管理とした場合、指定管理者から指定管理の申請書を提出していただ
きます。この指定の前段に私どもの方、いわゆる町の方から、指定管理に関する要項を
まとめた、条件をまとめた募集要項をまず作成をいたします。で、それに基づいて、指
定管理の申請を受けるわけでありまして、それを審査会、指定管理の審査会、選定で
すね、行いましたうえで、適当と認められたところをその条件と合わせて議会の方に提
案をさせていただきまして、承認をいただけたら指定管理者が決めれると、いうことで
ありまして、そこで決りました条件が仮に何らかの理由により果たせなかった場合は、
それは指定管理者の責任になるのかなというふうに考えております。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解です。

○副議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案
第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可
決されました。

日程第5 議案第7号

○副議長（野口俊明君） 日程第5、議案第7号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関
する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めま
す。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第7号 大山町職員
の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を

申し上げます。

国においては平成20年8月11日付けの人事院勧告を踏まえ、これまで週40時間、1日8時間だった勤務時間を平成21年4月1日から週38時間45分、1日7時間45分とするよう法改正が行われました。

本町においても、この国の改正に合わせ勤務時間に関する条例の改正を行うものであります。

なお、現在の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分で、昼の休憩が正午から12時45時までの45分間となっておりますが、今回の改正で昼の休憩を正午から午後1時までの60分間とし、業務の開始時間と終了時間については変更はありません。

これで、議案第7号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号

○副議長（野口俊明君） 日程第6、議案第8号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第7号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程いただきました議案第8号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第7号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、昨年から引き続く世界的な金融不安、経済不況での国民の不安を払拭するため、国会で提案された平成20年度第2次補正予算が成立したことを受け、「定額給付金給付事業」、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」及び「子育て応援特別手当支給事業」の本町での取組みを早急に実施するため提案するもので、特に臨時交付金事業については全庁をあげてメニューの拾い出しを行い、総務省との協議を経て21年度事業を前倒しするなど事業案を固めさせていただきました。

また併せて若干ではありますが緊急を要する経費について、既定予算の追加補正の議決を求めるものであります。

この補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億5,047万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億4,003万7,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入からご説明申し上げます。

第55款国庫支出金は、6億3,646万2,000円の増額で、地域活性化・生活対策臨時交付金が3億1,966万7,000円、定額給付金給付事業補助金が3億694万5,000円、子育て応援特別手当交付金が985万円であります。

第60款県支出金は、68万円の増額で、委託金で文化財費県委託費であります。

第75款繰入金は1億円の増額で、公共施設整備基金からの繰入金であります。

第80款繰越金は、1,314万9,000円の追加であります。

第85款諸収入は、18万3,000円の増額で、雑入の自動車災害共済金であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第10款総務費は、3億9,811万2,000円の増額で、総務管理費の一般管理費では定額給付金及び付帯事務費合わせて3億694万5,000円、財産管理費で旧大山町庁舎解体工事費4,276万6,000円、企画費では、観光交流センター関連の物品購入229万円、情報提供システム整備委託料486万1,000円、観光ガイドマップ設置工事費525万円、観光交流センター活用関連備品購入費3,600万円を計上いたしております。

第15款民生費は、1億4,643万7,000円の増額で、社会福祉費の社会福祉総務費で福祉タクシー事業委託料82万円の追加、社会福祉施設費で介護予防施設としての水中ウォーキングのできる温水プールの新規整備費1億1,550万円の計上、老人福祉費で、介護保険システム改修にかかる介護保険特別会計繰出金122万1,000円の追加、児童福祉費の児童福祉総務費で子育て応援特別手当金及び事務費を合わせて985万円の計上、保育所費では、保育所の環境整備及び保育サービスの充実を図る経費として施設修繕料・工事請負費及び備品購入費など合わせて1,904万6,000円を計上いたしております。

第20款衛生費は、4,880万8,000円の増額で、保健衛生費の保健衛生総務費で、新型インフルエンザの流行に対応するための備蓄品の購入費及び啓発経費567万3,000円、診療所費で、特別会計で対応する生活対策臨時交付金事業の財源として繰出金4,313万5,000円を計上いたしております。

第35款商工費は、3,000万円の増額で、商工会が取り組む「定額給付金地域還元お買い物券」発行に対し、プレミアム部分の全額を助成することとし2,000万円の補助金の追加計上、観光費では旧大山寺診療所解体工事費600万円と「大山をだいせんと読ませるキャンペーン」への取組み関係経費400万円の計上をいたしております。

第40款土木費は、330万円の増額で、道路橋梁費の道路維持費で、除雪関係費用の追加をいたしております。

第50款教育費は、1億2,381万7,000円の増額で、小学校費の学校管理費で町内小学校の設備改修工事費とスクールバス購入経費あわせて1,957万1,000円、中学校費の学校管理費で、3中学校の施設設備改修費4,027万7,000円、社会教育費の文化財費では、車の修繕料と「下市光石ノ峰遺跡」発掘調査経費あわせて86万5,000円、保健体育費の体育施設費で、大山クロスカントリーコース修繕工事費1,000万円及び名和総合運動公園陸上競技場のトラック改修工事費5,197万5,000円の計上をいたしております。

次に、第2表「繰越明許費」ですが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を定めております。

これは、今回の補正予算のうち「定額給付金給付事業」、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」及び「子育て応援特別手当支給事業」に係る経費を繰越明許するものであります。

各目的別科目に計上いたしました地域活性化・生活安全対策臨時交付金事業の総額は4億2,714万4,000円で、歳入における交付金交付見込額を約1億700万円程度上回っておりますが、予算上においては、地域活性化・生活安全対策の趣旨を重んじ、財源不足を公共施設整備基金及び繰越金を充当することとし、追加の再配分を期待しながら実質14カ月での予算執行に当たりたいと考えているところであり、ご理解をたまわればと思います。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 議席番号を。

○議員（2番 西尾寿博君） 2番。

○副議長（野口俊明君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） まずですね、大きく全体的な話を質問したいと思っております。これもともと経済対策の二次補正ということで、国の方から経済対策並びにですね、地域産業活性化とかそのようなお金に使ったらどうかというような補助金だったとわたしも思いますし、町長もそのように趣旨を重んじた事業に対してのお金を注ぎ込んだというふうに聞いております。

しかしこれを見る限りですね、なんか今までやり残したとか、まあ町長も言っておられましたが、できなかったあるいは直さなければならないものとか、そのような懸案事業が多いんじゃないかというふうに思います。これ実は経済対策の方にですね、これが波及したり、あるいはこれがカンフル材になって、何とか企業が持ちこたえるだとか、

今企業大変困っている状態でありまして、まあ農業もそんなに、ブロッコリーなどは頑張っておられる作物の一つだと思いますけども、畜産関係なんかは大変な時代であります。

その中でですね、そのようなことが考えられなかったのか。わたし思いますとトータル的にですね、何かを目的をもった意思がある予算付けになっていないじゃないかなというふうに考えます。そしてもう一つ、今これ緊急の対策なので、なかなか思いつかなかった点もある、町長も言うておられました、唐突な分もあるかもしれないとか、びっくりするようなものがついてるかもしれない、まあこれプールのことなのかなと思ってみたりしてはいますけども、その中で実はもっと、っていうわけじゃないですけど、有利な補助金のつく事業もあったと。説明の中にもありました。同僚議員も質問しておりました。そのようなものに実はこれ使わずにですね、もうちょっとやっぱりいろんな考えもあったりとか、これは補助金の有利なやつは学校のスクールバスの件もありましたけども、これなどは辺地債で賄えるというような説明もございました。これは別に後回ししても良かったかなと思ってみたり、違う方で使ってみたり、他にそれがなかったのかなと。まずその2つをお聞きしたいなと思っております。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。後で詳細については課長の方で答弁いたしますが、この事業につきましては、国の緊急の経済対策ということでおっしゃるとおり二次補正の中で提案されたものであります。申し上げましたように非常に短い期間の中で、そして目的が制約された中での事業の計画を立てなければなりませんでした。そういった中で更に今年度、まあ今、補正で対応いたしますけれども、いずれにしても繰越をさせていただかなくちゃなりません、要は来年度いっぱい全部実施をしなければならないという事業であります。そうしますと今これに合わせて新規の事業を今から思いついて、で、いろいろな計画を立てながら実際実施に移していくという、とてもその時間がなかなか無いということの中で今抱えている課題とか、既に実施をしようという計画があっている計画、そういったものについて、この交付金10分の10でありますから、これを使って対応することによって町としての財政的な負担も軽減がされるわけでありまして、またこういった事業をすることによって、地域の、なるべく地域の方々への還元ができるような発注の方法というものを考えていかなくちゃなりませんけれども、そういった経済的な効果も現れるだろうというふうな考え方で取り組んでおったものであります。

従いまして、なかなかこの短い期間の中で、確かにおっしゃること充分によく分かるんでありますけれども、計画が無いものを、実施できるかどうか分からないものを今この計画に上げて総務省に出して認可を受けたとしても、それが実施できなかった場合には、その交付金が使えなくなってしまって、要は返さなくちゃならないわけでありまして、そういった中で事業の各課から全部集めたものの中で、それを次々精査をしながら

らここに当てはまるものについて、絞り込んでここまでになっているということであり
ます。先ほどの全協で申し上げましたけども、やりたくても一応国と協議したらこれは
対象にならないというものもあつたりをしながら、いろいろ積んだり崩したりしながら、
一応この枠の中で今考えらえる事業を組み立てて提案をさせていただいているという経
過でございますので、ご理解いただければなというふうに思っております。補足があり
ましたら総務課長の方から、答弁いたします。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○副議長（野口俊明君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 議長。西尾議員さんのご質問にお答えいたします。

全員協議会の中でありましたバスの問題であります。辺地債という部分がございます
すけれども、具体的にはですね、辺地債でも2割後で、8割は返ってきますけれども、2
割部分については一般財源ということがございます。

また学校教育課長の答弁もありましたように、融通がきかないというようなこともあ
りまして、臨時交付金の事業のメニューにバスも入れたということでございます。

町長の答弁にもありましたけれど、各課から緊急ではありましたが、取り組める
ものを出していただきまして、これもかなり多くの額になりました。で、それを受けて
県を通じ、総務省の方にも相談かけながら、今回の臨時交付金の目的に沿ったものなの
かという相談もかけながら、精査をして今回こういった4億ほどの事業費にとりまとめ
たことですので、ご理解いただけたらと思います。

また補助事業につきましては、全協の方でお配りしております資料5にありますよう
に、補助事業の部分でも今回の臨時交付金は使えるということではありましたが、
補助事業につきましては、担当省庁を切り替えるような時間もあるということですし、
またそういった部分で執行が遅れる、地元対策はできないというようなこともございま
して、これまで積み残してきておった単独事業、特に前倒しで提案をさせていただいて
いるということですのでよろしくお願いいたします。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○副議長（野口俊明君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 今の町長のお話ですと、緊急を要したあるいはその計画
がですね、なかなか時間が掛かることはなかなかできなかったというような答弁だった
と思いますけども、わたし12月にですね、一般質問で経済の不況、この不況の中で何
ができるんですかと聞いた時には、この補助金が出ると、それにのっとって準備をして
いるというような答弁だったような記憶があります。まあ間違いないと思いますけれど。

ということはもう既にそれが出ると、出たらそれに対して対応するということは、実
は今までやり残したことをやるのが、それが準備だったのかなというふうに今思いま
す。

この経済対策が、補助金、この補助交付金がですね、交付補助金ですか、出るというふうに町長はもう分かっておったわけです。それに対して対応していくというようなお話でしたけども、今聞いてみますと、「いや時間がなかったので今までのやつをこれ継続でやる、実はやれなかったのやっておる」というようにしか聞こえませんが、これがベストだったのかということをもう一度お聞きしたいし、それとさっきの事業に対してもね、今の例えば辺地債というのが、じゃあ他にもどのようなことがあったのか、実はこれも使えたけど、実はこっちの方に、100の100の方に廻したんだというようなことをお聞きしたいなと思います。例えば実はこれもあったんですよ、これもあったんですよ、けども実はこれに使いました。まあまあバスのような話ですけれども、もう一度お願いしたいなと思います。

〔「なかったらなかったでいいですよ」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは再質問に答弁させていただきます。バスのことは正直言いまして、もう少し整理しますと実は辺地債でもいいんですけど、いいけれども辺地債で買うと、やはり使われる場所がもう限られてしまってスクールバスが汎用的に使えないと。だから辺地債よりも10分の10のこの交付金の方が、まあ財政的にも有利であるし、更にそのバスを、先ほど答弁しましたようにバスをいろんなところにまた活用ができるということでのスクールバスとしてのその制約が辺地債の場合、非常に備わってしまうので、だからこっちの方が今後考えたら有利だろうということで判断をしてこの事業で交付金でスクールバスを買うようにしております。まあ、そういったようなこととか、いろいろ出てきた部分を精査をですね、補助事業についても補助金が補助決定にならないと、ならなかったらその部分この事業に組み込んだとしても、それは21年度に補助決定にならなかったら、21年度の事業でできなかったら、それが補助裏も充てられますけども、その補助裏に使う部分が、これ交付金が使えなくなってしまう、という他にも使いたいなと、3億2千万の枠があるわけですから、3億2千万充分に使いたいわけですね。そうするとそういったことについていろいろ精査をしていて、絞り込んで更に申しあげましたように追加交付があるかもしれない、あるいは仕組んだ事業の中でももう少し事業を精査をして低額で事業が終わるかもしれない、そういったところの中で少しゆとりを組んで1億ほど余計に足しておるわけですけども、そういったことの中で、相当出た事業、まあどのくらい事業があっただったかというのは、後は総務課長が申しあげますけれども、で県を通し総務省で協議しながら対象にならない、これは補助事業だからやらない方がいいとか、あるいはこの事業は別な事業をやった方がいい、あるいはこれはこの交付金がいいという具合に整理をしながら、絞り込んだということでありまして、経済対策としての即効性としてのその事業というものをここで仕組めなかったのかという、まあご指摘だろうというふうに思っています。

そういった意味で言えば、今回商工会の方が暮れに出しましたプレミアの商品券、これがまあ非常に好評だったということもありまして、で今度は1億やれということでありましたので、1億ということで大変大きな金額でありますけれど、じゃあそれをやはりもっと地域に還元していくには、もう少し購買意欲を上昇したがいいいんではないかということで今度は2割ということで、で、この交付金を使って2割部分を今度は全額町が持ちましよう、この事業の中から。2割持ちますけれども先ほど全協で申し上げましたように、商工会の会員だけではなくて、町内の他の賛同いただける事業所の皆さんにも加わっていただければもっと町内の中の還流が進んでいくではないかということで1億という設定をしておりますから、そういった意味ではこれがまあ緊急的な経済対策の中では、仰るような部分に当るんでしょうけれど、その他の事業として、いろいろと検討した結果としてこういう中身でございまして、ざっとどのくらいの全体で事業費があって、どのくらいまで絞り込んできたかというのは総務課長の方が答弁いたします。

○副議長（野口俊明君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 議長。それでは当初、各課から取りまとめた、要求があった事業費ということでも含めて説明させていただきたいと思っておりますけれども。当初まとめました単独事業だけではなく補助で取り組める事業も含めまして、総額としては約12億9,000万というものが出ました。その中で合併後ですね、県を通じての合併支援交付金とか国の直接の合併補助金、そういったものが使える事業も含まれておりまして、まだこれには時間的な余裕があるということもございまして、そういった補助事業につきまして財政担当の方で補助の方で取り組んだ方がいいし、その補助の枠を使いたいということで落とさせていただきまして、これまで例えば教育審議会等で審議されてまだ結論が出ていないような部分の要求もあったりして、そういった部分は今回の補正予算の中身に出せないというような事情もありました。そういったことで、精査、町の財政担当で精査した部分もございまして、総務省に町としてはこれに取り組みたいということで、町営住宅の建設等も上げたんですけれど、総務省の方で駄目だと、該当しないんだということで削られたということもあって最終的に今回提案をしております額にさしていただいたということでございます。以上でございます。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○副議長（野口俊明君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） まあ大まかなことをお聞きしました。最後にですね、小さいことですが、プールができるということでございます。お湯も豊富ですし、わたしも水泳しますんでいいことかなと思っておりますけれども、実はよく聞いたらあまり泳げない、短い6メートルプールということですので、ただわたしこれ思いますけれども、歩くプールというのは健康な方も当然やられると思いますけれども、足の不自由だとかあるいは筋力は落ちているとか、というような方が多いんじゃないかなというふうに思いま

す。そうしますと1メートル20あるということは、転ぶあるいは滑ったとかいろいろな状況が発生する可能性もあります。そうした場合にですね、考えるのは例えば事故防止、例えば人員を増やすとかあるいは何かを、誰か例えば同伴者がいないと駄目だとか、というようなことが発生するような気がしますが、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。どうでしょうか。人員配置するのだっただけでももしかすれば予算もですね、人件費が掛かったりとか、いろんなことが掛かりますし、指定管理者が今やっていますからその辺の絡みもですね、合わせてお聞きしたいと思います。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西尾議員さんのご質問に答弁させていただきます。今予定をいたしております中山温泉への介護用の歩くプールということでありまして、これにつきましては、何回か議員さんからも2、3度ご質問もいただいております。あるいは住民の皆さんからもいろんなお声をいただいております。実際に今米子のスイミングスクールの方に、歩くプール、プールといいますが、歩くプールではない、あそこは普通のプールなんですけども、水中ウォークで介護予防の事業、実際に町が行っています事業であったり、その事業が終わった後、自分たちでそれを活用して健康づくりに繋げておられるという方が大変いらっしゃると思います。

そういった中で、前々からせつかく中山温泉があるのにその温泉を活用した温泉プールができないかという、そういったご提言なりいただいておりますし、われわれとしてもその実施に向けての模索をしておったところであります。実際に同じようなのが、岸本の方の温泉のところにプールが設置をされています。そこに行ってみていろいろ検討してきているところでありますけれども、基本的には泳ぐプールでいきますとなかなか維持管理なり、それから利用の上で大変だろうということでありまして、最低限の規模の中でそういった、まあこれはどっちかという、本当にもう歩けないような人とか大変な人はちょっと無理だろうと思ってまして、どっちかという、あくまでも介護予防ということですので、やはりそういった方々を中心に活用していただければなというふうに思っておりますので、あと運営につきましては、あの施設ですから指定管理の中に入れることになるだろうと思っておりますけれど、やはり町としてのそういった介護予防の事業、これを今度は積極的にそこを活用すればどんどん進めていけるようになるだろうというふうに思っておりますし、また自分で自分の健康管理のためにお使いになる方も出てくるだろうと思っております。まあそういった今のような、その後の運営上の問題ですね、これにつきましては、これからその指定管理者を含めて体制について、安全対策も含めて検討していく課題になるのではないかなというふうに思っております。以上であります。

○副議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（13番 小原力三君） 議長、13番。

○副議長（野口俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） いろいろなご意見等ございましたけども、定額給付金事業ということで、大山町にも誘致企業たくさんございます。雇用問題等、新聞テレビ等でクローズアップされているところが大きございますが、まあ今中小、大企業ではないと思いますけれど、中小企業だと思いますけども、大変苦しいんじゃないかなというふうに思います。

そこでこの交付金を使った減免措置等ができなかったものかなというようなことが考えられますし、それから雇用問題にもやっぱり波及してくるんじゃないかなというふうに思っていますが、その点の考え方をちょっと質問いたします。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。小原議員さんのご質問に答弁させていただきますが、定額給付金はあくまでも個人に寄附するものでございまして、これをその減免に使ったらかとということでありまして、どういうご趣旨のご質問か分かりませんが、定額給付金というのはあくまでも各個人に1万2,000円ないし2万円を世帯ごとに給付するものであるというふうに思っています。以上であります。

○議員（13番 小原力三君） あ、すみません、議長。すみません。13番。

○副議長（野口俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 定額給付金とちょっと間違えました。この地域活性化生活対策臨時交付金でございます。ちょっとまちがえました。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。はい、今の地域活性化生活対策給付金、これを企業等の減税とかの減免に使わないかというご質問でございますか。はい、そういったことの用途として使えるかどうか、ちょっとそれについては総務課長の方から答弁させていただきます。

○副議長（野口俊明君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 議長。基本的にですけども、そういった減免という部分については、交付金の対象にはならないと考えておりますし、逆に定額給付金が、いや定額給付金のも絡んでおりますので、全町民にそういった給付金が出るということもございます。雇用対策について本町ではまだ予算的なものを出しておりませんが、21年度当初予算の中で、そういった緊急的な雇用の部分については提案をさせていただく予定にしております。

これは制度として、国から県の方にそういった対策の交付金が出まして、それを受けて町がメニューとして取り組むというような格好になる予定でございます。減税というようなことについては今回の交付金では考えられなかったということでございます。

〔「確認です。考えられないということですね」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 13番、議長の許可を得てから発言してください。

○議員（13番 小原力三君） はい、13番。

○副議長（野口俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 考えられないということですね。できないということですね。

○副議長（野口俊明君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） はい、使途として使えないということでお願ひします。

○副議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（8番 岩井美保子君） はい、8番。

○副議長（野口俊明君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 最初にこの議案をもらいましたときに素朴な疑問をもちました。と、言いますのは、国会です、衆議院で可決されましたですけど参議院では可決されていません。それでその後、まだ国会がごたごたがしておりまして、衆議院を通過していないわけですね。その間に臨時でわたしたちが交付金について審議するというのはいかがなものかと素朴な疑問も持ちました。そうしましたら先ほど、全員協議会で総務課長さんの方から説明がありまして、総務省の方から進めてくれということだったということをお聞きしたんですが、もう一度、確認いたします。

それでこのまま進めてですね、国会がまだ通っていないものですから、もしかのことがあった時には、町全体でそれを補うほどの資金をもってやれることができるのかということをお聞きしたいわけですので。

それとですね、先ほどもう一点は、プールの話が出ました。これ介護予防ということでもわたしも参加させていただいて米子のプールに通った経緯がございます。こういう事業がありますのに、大変良かったと思っておりますが、尚且つ大山町でプールを持って介護予防にあたらなければいけないという、それだけのあれがあるのでしょうか。今まで通り続けていただいていた方がかえっていいんじゃないかと思っております。と言いますのは、このプール、今ブームでして、このブームに乗ってそういうものを造って、行く先ですね、ずっと先でお荷物になったりというようなことがないのかということです。今これを造るのには補助金がありますからお金は掛かりません。それを維持して、維持管理をしていく上で随分と長い間、町が補填をしていかなければならない状態になるんじゃないかと思っております、長い目でみましたら、これがどういうふうになるのかという展開が見えてくるような気がしてなりません。その点いかがでしょうか、2点お願いします。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの質問に答弁させていただきます。

一点目につきましては、そういった国の情勢でございます。ただ速やかに執行するために総務省としても事業を進めるということでもありますので、まあこれ何れにしても予

算は通りましたけれども、法案が通らないということです。法案が通らなければそれまでは執行ができないということだと思っていますので、私どもとしてもこれを国の法律が通らなくて予算が来ないのに、町単独でやっていくというような考えは持つてはならないところでありますので、国の動向を見定めながら執行にあたりたいというふうに思っているところであります。

それから今の介護予防プールでありますけれども、仰るように今米子のスイミングスクールにバスで送迎をいたしております。そういった中で、町が事業としてやっているわけでありまして、どうしても制約がありまして、今何人かずつ送り込んでやっているわけでありまして、その効果については、やはり岩井議員さん自身もご経験なされたということでありましてご承知いただけるだろうというふうに思っております。これ非常にまあ、水中で歩くということで膝とかに負荷が掛からないということでありまして、非常に効果があるということ、うちの介護支援センターの勝呂先生からも、整形の医師でございますので、この必要性については十分にいつも聞かされておるところであります。せっきくのそういったものでありますので、身近にこういった事業を使いながらその温泉施設を使ってですね、造ることによってもっと回数も、あるいは参加者も増やすことができるというふうに思っておりますし、また教室が終わった後、自主的に今、ジムに通っておられますけれど、やはり気軽に町内の近くでそういったことができるようになればもっともっと多くの方に利用いただけるんではないかなというふうに思っているところであります。

ただこれにつきましては、やはりそういった意味で介護予防、あるいは健康増進でありますから、この施設自体を利用料でプラスにしていくと、そういうようなことでの採算を考えるとということではなくて、やはり全体の効果としてこの施設を造ったことによってその活用することによっての介護予防になって医療費なり介護保険料、これがやはり削減されてきて健康になっていただくということにつながっていけば、トータルとして、町としてはプラスになるというふうな考え方を持たなくてはならない施設ではないのかなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議員（16番 椎木 学君） 議長、16番。

○副議長（野口俊明君） 16番 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 3点だけちょっと簡潔に説明願いたいんですが、まず観光センターでございますけれども、リースから買い取りになった有利さをちょっと説明いただきたい、と言いますのは、事業費ベースで1億5千万からプラス3,600万増えるわけでございますので、有利さをちょっと簡潔に説明していただきたいということと、この地域活性化の観点から先ほど町長も触れられましたけれど、例えばトラックあるいは介護施設等プールを含めてであると思っておりますが、発注の仕方について検討が必要ということも触れておられます。例えば、あくまでも町内業者と含めてのJVが考えら

れるのか、そういう観点での発注の仕方ということなのでしょうか。

それから買い物券でございますけども、2千万円という大変大きい金額でございます。交渉中という、対象を交渉中ということでございましたけれども、これが結果的にいけませんでしたということではなかなか非常に単独の組織に2千万というのは問題となってくると思います。JA本体とあるいはAコープとの子会社とかそういう問題等が、漏れ聞いておりますけれども、これは対象を確実に広げられるのか、確約ができるのか、以上3点お願いします。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。椎木議員さんの質問に答弁させていただきますが、観光センターと、それから買い物券の今の町内業者の今状況については、それぞれ担当課長から答弁させていただきますが、発注方法というところの話であります。できるだけ町内の経済の活性化に繋げていきたいということでの発注方法を考えるということを前回で申し上げましたけれど、基本的になかなか大きなものというのは、直接町内で行える事業者もいないかもしれません。あるいはできるだけ今回の事業の中で、町内業者が中心に行えるものについては、そういった形で取り組んでいきたいと思っておりますし、そうでないものにつきましても、それはできるだけ下請けとか、あるいはそういった工事についてはできるだけ町内の下請けを使うというようなことを明記をしながら、町内にできるだけ還元をされるようなそういった発注の仕方も考えていきたいというふうに思っております。以上です。後は担当課長が答弁いたします。

○大山振興課長（福留弘明君） 議長、大山振興課長。

○副議長（野口俊明君） 大山振興課長。

○大山振興課長（福留弘明君） 失礼いたします。そういたしましたら、ただいまのリースから買い取りへ、変更することによります優位さということでございますが、当初計画しておりましたのが、概ね5年程度、物品によりましては6年のリース契約での備品調達を計画をしていたところでございます。リース契約でございますので、月々の負担は少額で済みますけれど、利息相当分の負担が後年度、4年間、5年間発生をしております。今回のこの事業を活用させていただくことによりまして、あの施設に対しまず総投資額が大きく軽減される、そして有効活用が図っていただけるものと考えて今回提案をさせていただきます。以上です。

○観光商工課長（小谷正寿君） 議長、観光商工課長。

○副議長（野口俊明君） 観光商工課長。

○観光商工課長（小谷正寿君） お買い物券についてのご質問でございますが、Aコープ、それからJAさんのスタンド、いわゆるそういうものも含めましてJAグループさんからは内諾を得ております。以上です。

○議員（16番 椎木 学君） 議長、16番。

○副議長（野口俊明君） 16番 椎木 学君。

○議員（16番 椎木 学君） 例えばでAコープ、農協の本体と言いましたけれどもその他に商工会のメンバー以外に広く窓口を検討されているのか、そこら辺を聞いてみたいと思いますが。

○観光商工課長（小谷正寿君） 議長、観光商工課長。

○副議長（野口俊明君） 観光商工課長。

○観光商工課長（小谷正寿君） 主だった大きなお店、例えばコメリさんですとか、コーナンさんですとか、そういうところにも話はしに行っています。で、商工会を中心にやっていただくということで、商工会の会員さんには、まあこれは町の会計とは関係ないことですが、事務費として会員さんは1%、会員外というのは2%いただいて、その事務費を捻出するというのを商工会さんでは考えておられます。以上です。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○副議長（野口俊明君） 1番 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 予算書の方で7ページになるんですけども、国の制度に則って支出いたします子育て応援特別手当のことで2点お尋ねしたいと思います。

そもそもですね、定額給付金の影にちょっと隠れておりましたが、この子育て応援特別手当なるもの、いったいどのような目的、あるいはどんな効果を期待して支出するものなのか、非常にわたし疑問に思っているところがありまして、実際、定額給付金で言われているのと同じように、ただのばらまきじゃないのかと、国政の方では今年選挙がありますが、そのためのばらまきのようなふうに思えてならないんですけども、どういう効果を期待してどんな目的で支出されるものなのか。一人当たりに支出されるのは3万6,000円、僅かと言えば僅かです。

そのことを一つ答弁いただきたいのと、二つ目、支給要項を読みますと一応目的としてはですね、幼児教育期の子育て支援なんだというふうには書いてはあるわけです。そこで今大山町内、支給の対象者ですね、だいたい4歳、5歳、6歳の子が対象として、支出されるわけですけども、その4歳、5歳、6歳の子どもが総数で何人あって、一応予算ベースではその内の250人分ということで予算組みがしてありますけども、4歳、5歳、6歳、いったい何人ぐらいあるのか。と、言うのがですね、まあ心を広く思って、小さいお子さん抱えておられる若い、比較的若い親御さんを応援するんだというふうに理解したとしてもですよ、支給要項をみますと、非常に実際に支出される家庭が限定されていると、ばらまきなくせに何か変に限定されている。

具体的に言いますと、先ほど言いましたように、4歳、5歳、6歳の子に対して出るわけですが、その前提としてまず3歳以上18歳以下の子が2人以上いる家庭でないといけないと。で、その内の2番目の子から下が4歳、5歳、6歳だと3万6,000円がもらえると。ということを実例であげれば、お姉ちゃんが小学校1年生で、弟さんが

保育園の年長さんのご家庭は、3万6,000円もらえます。

ところが、隣の家で1番上の子は5歳で保育園通っているけれども、2番目あるいは3番目、生まれたばかり1歳、2歳、3人兄弟なのに本当に良く似た家庭構成なのに片っ方の家はもらえて、片っ方の家はもらえない、これは本当に不平等じゃないかとわたしは思うんですけれども、町長は国の制度ですから、町長に制度どげにかしてごせと言ってしまうのがないわけですから、不平等だと思われませんか。それ2つちょっと教えてください。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。子育て応援特別手当の目的、効果については国が何を狙っているかということについては、担当課長の方から今知る範囲で答弁をしていただきますが、その今、不公平でないかという話でありますけれども、確かに制度を作りますと、その制度の中でどうしても違いが出てくる部分があるだろうと思っています。定額給付金につきましても18歳以下と65歳以上が2万円、2月1日現在であります。昨日だったらおら、1万2,000円だけど、今日の生まれたけ2万円になるだとかね、あるわけでありまして、これにつきましても一つの制度を作った中でやはり運用していくとなればやはりその狭間の部分、やはりその違いが出てくるんだろうというふうに思っております、その分について不公平か、公平かと言われるすと、なかなかわたしとしてもそれを不公平というのか、まあ制度だというふうにして、その狙いの中でこう定めたんだと。だからまあ一つよろしくというしかないのかなという思いがございまして、そういった意味では、今言われるのは第2子は何で、じゃあ一人じゃいけないのかとかね、あるいはゼロ歳、1歳は何でいけないのかとかね、あるいは小学校に上がったならなんでいけないのかとかね、出てきますので、そういった意味ではどこにしてもそりゃあそういった違いは出てくるんじゃないかと思っております、それを不平等だと言えといわれるとなかなかわたしもなかなか立場上、それがどうだというのはなかなか言えんのかなと。ただ制度としては、どうしても一つの制度を作ればその中には制度として外れる部分とはまる部分、これが出てくるというのは、そういった意味では仕方が無い部分もある程度認めなくちゃならない部分もあるのかなというのがわたしの感想でございます。以上です。後は国の狙っています目的効果については、少し担当課長の方が答弁いたします。

○副議長（野口俊明君） 答弁。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○副議長（野口俊明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） 失礼いたします。私の方も、国、厚労省の方からの部分ということで、どういう形で換算をしたかということについて説明をしたいと思いません。今回の子育て特別応援手当については、幼児教育期にある子に限定をしております。

す。その理由といたしまして、厚労省が言うておりますには、一般的に就労家庭かそうでないかに関わらず、保育所または幼稚園に子どもが共通して通う年齢が、小学校就学前3年間、いわゆる幼児教育期間にあるということ。それからゼロ歳から2歳の子については、別途児童手当制度においての乳幼児加算が一律5,000円ですけども、行われていること。そういうことを総合的に勘案して、その支給対象者となる子どもを小学校就学前3年間としたというところとなっておりますのでございます。

それからもう一つ、3万6,000円とした根拠はということですけども、これについても…それはありませんでしたか。

〔「根拠じゃなくて目的と狙いです、どういう効果かということ」と呼ぶ者あり〕

○住民生活課長（小西広子君） えー、この効果については、目的のところでお話をしましたように、多子世帯の幼児教育期にある子どもの親の負担の軽減に配慮する観点というところ、この今現在の厳しい経済情勢の中において、そういう負担についての考慮をする観点ということから、まあ緊急措置ということで設けられたというところがございます。で、これによって、生活の安心の確保に資するという具合に考えられております。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○副議長（野口俊明君） 1番 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） まず、制度のそもそもの目的、その経済的に今不況でそのための負担軽減だということで、まあそれはそれで取りあえず理解したいとは思いますが、国会じゃないですから大山町の話でございます。以前、町長は少子化の話が出た時に、だいたい農村部大山町なんかでも比較的子どもを持たれる家庭は2人、3人持たれる、実際そうだと思います。一人だけのご家庭もあるとは思いますが、総体的には都市部に比べてそういう家庭は少ない。ということは4歳、5歳、6歳ぐらいのお子さんがおられても、もう1、2年したら2番目を考えておられる家庭だったり実際お腹の中におられるのもおそらくあると思うんです、該当は。で、あっ、そうか、人数聞かなかったですね、まあいいですわ。えーと、250人の予算を組んでおって、だいたい4歳、5歳、6歳の子どもが300人から400人ぐらいだとね、思います。そうすると400人ぐらいのうちの250人は貰えるけども、残りの150人ぐらいの子は、その子が一番上の子で下がまだ小さかったから貰えないとかっていうわけです。本当に僅か人口が2万人もない、1年に生まれる子どもが今もう100人ぐらいしかおられないこういう小さい町ですわね、そういう不平等があるのはいかなものかと、わたしそれが一番気になるところでして、で、仮に一人しかおられないご家庭だったとしても、たいぎいけん子どもは一人でええわという家庭はほんのごく一部で、まあいろいろ諸事情で経済的な事情であったりとか、本当に苦勞して不妊治療の末、一人産まれた家とかいろいろやっぱりあるわけです。そういうところ配慮するとまあ実際に、国の制度

どっかで線を引かねばいけません。該当になる人、ならん人、あるのはやむをえんかもしれませんけども、今回のケースはあまりにも不平等が際立ち過ぎとるようにわたし思えてならんわけです。さっきも言ったように、該当にならない子どもは150人とかそれぐらいだと思います。4歳、5歳、6歳、これね、やっぱり大山町の子どもたちのことを思えば単町でも、金額にすれば4、500万、決して少ない金額じゃないかもしれませんけれども、これ単町でもそのこれ支給して、すべきではないかと思うんですけど、町長どう思われますでしょうか。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきます。これ2月1日ということで就学前3年ですから、単純に3・4・5歳、4・5・6歳とは分けられないと思っておりますけれども、3・4・5歳でしたらだいたい391人、4・5・6歳で425人です。それだけの今年齢の子どもさんがいらっしゃいます。ただ不平等だと言えば、第2子以上なくちゃならないわけですよ。だからまあ一人っ子はならんでないかということですから、それを救えという話ですよ。でもそうすると0歳、1歳はどうなんじゃいと。0歳、1歳の人もね、これ対象にならないわけですよ。0歳、1歳とか3歳が2人目であってもならないわけですよ。だから、そうするとそれも不平等ですよ、そういう論でいけば、ですよ。そうしていくと今の近藤議員さんがおっしゃる不平等でないというその論を整理すれば、要は就学前の子ども全員に3万6,000円を配れやという話ですよ、要はね。

〔「そこまで言ってないですよ」と呼ぶ者あり〕

いや、言ってないっていったって、言ってないと言われてもやはりそうなると思うんですよ。一人であっても出すべきである。ね、そうであるならば当然なぜ就学前3年なのか。0歳、1歳でも子育てしていくわけでは必要ではないかということであればそこでも対応していかなくちゃならない。0歳、1歳が、3歳まででだいたい300人か400人います。ですから逆にこれがばらまきだと逆に、町のばらまきだと言われかねない部分があるわけでありまして、そうすると今、国の制度の中で、定額給付金なりこういった子育て特別支援交付金、こういったものを国の制度の中できた部分をその制度に基づいて、町がまあ窓口になってお配りするわけでございます。ただ申請は町長宛ですから、わたしが出すような感じになるかもしれませんけど、やっぱりそうでありまして、で、更にそれに対して町が対象から外れた方について、同じように支給するというのは、これは町のそういう意味ではばらまきという捉えかたになるわけでありまして、そこら辺の是非については少し検討してみないとそのやはり制度というものに埋もれた部分を救うということは、これはこのことに限らずいろんな場面で、高齢者の福祉の場面でありまして、いろんな場面で制度の中で漏れてくる部分があるわけでありまして、子どもの小学校、中学校の教育に対しても。

だからそういったところというのは本当にきちっと考えていかないと、単にこの部分だけ見て、制度から外れるからかわいそうだから、不平等だからこれを町が補え、補えでやっていきますと、本当に全ての制度を作る時に、やはり何というかその全体に対応する制度しかできなくなってしまうということになれば、なかなか厳しい判断を求められなくちゃならないことになると思っていますので、今この部分を見ればおっしゃるように気の毒だなという思いはありますけれど、少しそういったことを検討させていただかなければ、今ここでお返事をさせていただくわけにはなかなかならないのかなというのがわたしの考えでございます。以上でございます。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○副議長（野口俊明君） 1番 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 本当に国の制度の不完全なところを押し付けられる後始末をしないといけないような町長なり担当課なりの立場からしてみれば、今ここでこうだという答弁はなかなかいだけないと思いますが、幸いと言いますか、一般会計で特にこの交付金を支出するための条例制定とかをするわけでもありませんから、今最後に町長、そういうその不平等がある部分について取りあえず検討したいということをおっしゃっていただきましたが、もし必要だと考えていただければ次の3月定例の補正の対応もできるかと思えます。する、しないは別として、そういったところを検討していただくということによろしいですね。その確認だけ、最後お願いします。

〔「議長、12番。休憩やってもらえませんか」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） はい、休憩します。（午前11時47分 休憩）

○副議長（野口俊明君） 再開します。（午前11時52分 再開）答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長、それでは再質問に答弁させていただきますが、言葉じりをとられてもいけませんので、申し上げますけれど、不平等だということをわたしは思っているというわけではないということをご理解いただかなければならないというふうに思っております。制度の中でどうしても制度から漏れる部分はある、それはやはり制度上、しかたがない部分があるのではないかと。それを不平等だと言ったらそれはちょっと問題があるのではないかと思っていますので、そのことはご理解いただきたいと思えます。

したがって、その今回の国の制度から漏れる部分について、そういったものの対応は考えないかということでございます。それについてももしわたしどもがそれについて検討するとするならば、やはりそれは町としての独自の施策として、やはり子育て支援施策という中でやはり考えていくべきだろうというふうに思っております。この今回の支給に合わせて、町として独自の支給をするというふうなことではなくて、やはり全体としてのその子育て支援策の中で検討していく方がそういった意味ではご理解が得やすいのかなというふうなことも考えておりますので、そういったことも含めて検討させてい

ただきたいというふうに思っています。以上であります。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長、9番。

○副議長（野口俊明君） 9番 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 時間もおしとりますけど、1点だけ伺いたいと思います。今こうやって補正に出しております。介護予防施設、プールの話、で、町工事の残土が出るわけですが。で、前回観光交流センターの残土が町の処分がちょっとお粗末過ぎたでないかなと思うんですが、その辺どうですか。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。秋田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

〔「議長、休憩お願いできますか。」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 休憩します。（午前11時55分 休憩）

○副議長（野口俊明君） 再開いたします。（午前11時56分 再開）

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○副議長（野口俊明君） 3番 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 観光交流センター活用事業の中の観光ガイドマップの設置が525万計上されておりますけれども、この観光ガイドマップというのは、大山町全体でいいますと史跡とか歴史的価値のあるものがたくさんあると思うんですけれど、その中の選定というか、どんなものを入れていくのかとか、そういう作業ていうのはどういうふうに検討されるつもりでしょうか。多分工事費もついていると思うんですけれど、1回建ちますと地図というものは結構、情報センターに下りられてぱっと皆さんが足が行くところだと思うんですけれども、その中の中身についての検討の仕方というのはありますか。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 吉原議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○大山振興課長（福留弘明君） 議長、大山振興課長。

○副議長（野口俊明君） 大山振興課長。

○大山振興課長（福留弘明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。ガイドマップということで大型看板を計画しておるわけではありますが、これの図柄についてのご質問だろうかと思います。どういった内容の図柄にしていくかと言いますのは、今後予算を認めていただいた上で施工業者等決定して、その業者等と合わせて協議していく、いわゆるデザイン性を合わせまして協議をしていくわけではありますが、基本に考えておりますのは、観光商工課の方で作成をいたしております町の観光パンフレット、こちらで紹介している史跡、名勝あるいは設備、施設、そういったものを基本にし

て、製作をしていくこととなろうかと思えます。以上です。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○副議長（野口俊明君） 3番 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） これまで通りという感じで受け取りましたけれども、今、結構大山町として歴史的価値のあるものが続々出てきております。僧坊跡も日本一とかって言うておりますし、大神山神社の自然石での参道は日本一とか、そういうのを意外と町民さんも知られないこともありますけれど、そういう精査というか何を載せるのかって言うのは、本当に大事なことだと思いますので、その検討って言うのはやはり、委託する前にきちっと検討されねばならないと思いますので、そのことをちょっと、図柄というよりは何を載せたり、そういうことを検討していただきたいなと思って言うております。それからあと看板についてですけれども、例えば大型看板によく宣伝用に、商売の方というか、宣伝されるのがありますよね、お金を出して年間契約で大型看板の下とか横に会社とか、そういうことは考えておられないのか、2点お願いします。

○大山振興課長（福留弘明君） 議長、大山振興課長。

○副議長（野口俊明君） 大山振興課長。

○大山振興課長（福留弘明君） はい、ただいまのご指摘と申しますかご質問でございますが、まず必要な掲載内容、掲載事項につきましてはご指摘のとおり改めて精査はさせていただきますと思いますし、看板でございますので、年が経つにつれまして、先ほどありました例えば僧坊跡がはつきりするとかですね、あらたな事項等が出てくるように思います。そういったものについては、定期的に内容的に盛り込んでいけるような仕様での看板製作を考えております。

それともう一点が、広告形式でございますけれども、実はデザインもこれからなんですけれど、さすが大山町と言われるような看板を作りたいというふうに思っております。それを阻害するような広告形質でしたら見合わせたい。必要で、それを広告形質を行うことで邪魔されないということであれば、検討の余地はあろうかと思えます。現段階では広告掲載については、考えていないというのが現状であります。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） わたしの方から少し補足をさせていただきます。あそこの交流センター、情報発信を主にするところであります。したがって、あそこにおいでいただいた方に、町内のいろんな場所、名勝、旧跡、あるいはいろんなお店等、情報を得ていただいてそこから町内を巡っていただくというのが大きな目的であります。したがって今、看板ということの一つ大きなご質問の中での事業になっておりますけれども、その看板というのは当然、案内看板必要だろうと思っております。大きな看板は。ただそれに全てを網羅するのはなかなか難しいことでもありますので、したがってそれを補完する形でやっぱりパンフレット、パンフレットというものを作っておかなくちゃならない。

わたしその中でですね、いろんな知恵を出しあって、例えば全部を網羅するのではなくて、さっきおっしゃるように、歴史の好きな方がいらっしゃる、あるいは食べ物が好きな人がいらっしゃる、景観が観たいという人がいらっしゃる、やっぱりある程度そういったそのニーズにあったようなパンフレットを幾つか整理してみるっていうのもわたしは方法としてあるのではないかなと思っておりまして、今ちょっと誤解かもしれませんが、案内看板に全てを網羅をしていくような看板になっていきますと本当にごちゃごちゃしたものになってしまいますので、本当にそういう意味では、そこは道路とか方向をある程度示すものでありまして、それを補完する形で手持ちでのパンフレットというようなものに、いろんな試行をされたパンフレットとを作っていく、そういったことが大事なかなというふうに思っております、そこら辺のところもまたご理解いただければと思っています。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解しました。

○副議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（18番 沢田正己君） 議長、18番。

○副議長（野口俊明君） 18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 私は賛成討論をさせていただきたいと思っております。

○副議長（野口俊明君） あ、ちょっと待ってください。まず、反対討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 次に、賛成討論を許します。

○議員（18番 沢田正己君） 18番。

○副議長（野口俊明君） 18番 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 私は賛成討論をしたいと思っております。と、申し上げますのが、この度の二次補正は通ったろうか、通らんだろうかという疑惑もありましたけれども、おそらくこれは通るものといいたします。そういたしまして、この予算は棚からぼた餅が落ちてきたようなもんだなということで、非常にわれわれ議員としては喜ばしいことだと思っています。今までしたいことができなかった。ところがこういう7億5,000万という大きな金額が補正で入ってきたことにつきましては、大変喜ばしいことでもありますし、したいことがこれからできるということで大変喜ばしいことということで賛成したいと思っております。どうも失礼しました。

○副議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案

第8号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時15分です。

午後0時4分 休憩

午後1時14分 再開

日程第7 議案第9号

○副議長（野口俊明君） 定刻には少し早いですが、再開いたします。

日程第7、議案第9号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第9号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、国会で提案された平成20年度第2次補正予算が成立したことを受け、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」の本町での取組みを早急に実施するため提案するものであります。

この補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,533万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,728万1,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入からご説明申し上げます。

第30款繰入金は、4,313万5,000円の増額ですが、全額地域活性化・生活対策臨時交付金を充当いたします。

第45款町債は、新しい大山口診療所に導入するX線撮影装置とレセプトコンピューターに係る病院事業債1,780万円を全額減額するものですが、これは先ほどご説明いたしました地域活性化・生活対策臨時交付金を充当することによるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費は、3,020万1,000円の増額であります。その内訳は、工事請負費として大山口診療所の駐車場整備工事などに998万円を、また、備品購入費として、大山診療所の電子カルテや大山口診療所の超音波画像診断装置など2,022万1,000円を計上いたしております。

第10款医業費は、新しい大山口診療所に導入するX線撮影装置を指名競争入札に付した結果などにより不用額が生じたので減額するものであります。

次に、第2表「繰越明許費」ですが、今回の補正予算のなかで繰越予定のものを計上いたしております。以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○副議長（野口俊明君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 歳出の方でいきます。名和診療所の個室化ということでございます。診察室の個室化です。今までわたしも診察に行っておりまして、特別に個室化が必要かなと思うようなことはございませんでしたが、何か個室にしなければいけないというようなことでもありましたでしょうか。

○副議長（野口俊明君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○診療所事務局長（斉藤 淳君） 議長、診療所事務局長。

○副議長（野口俊明君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（斉藤 淳君） 岩井議員のご質問にお答えいたします。名和診療所ですね、診察室で患者さんとドクターが診察を受けているということがあります。そこで当然いろんな病状ですとか、何かの会話があるわけです。で、その隣に点滴室がございまして、場合によってはそこでしばらく点滴のために横になっておられる患者さんもあると。その方にですね、いわゆる診察室の状況が、話の具合が聞こえてしまうというふうなことがありまして、いわゆる個人情報、プライバシーといったものが保てないということから個室化工事を行うというものでございます。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○副議長（野口俊明君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 個人情報というのがございまして、当然それは認めなければいけないと思いますが、診察室がありまして、その隣は採血するところなんですよね。そしてその隣の奥の方が点滴を受けるとかベットに横になって、というような状態になっていると思っておりましたが、違いますかいね、すぐ診察室のすぐ隣が点滴室でございましてか。

○診療所事務局長（斉藤 淳君） 議長、診療所事務局長。

○副議長（野口俊明君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（斉藤 淳君） ご指摘の通り、採血する部屋もございまして。基本的に扉がございまして、壁1枚、中途半端な壁ということになりますか、仕切られているような状況でありますから、採血の場合でも耳をそばだてれば聞こえることもありませんし、点滴室は、しばらく30分、1時間横になってじっとしているというふうなことになると思いますので、会話が逐一聞こえてくるというふうな場合もあるということ

でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番。

○副議長（野口俊明君） 8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） そういたしますと、確認いたしますが、診察室に間仕切り、それから2も間仕切りで3ということになるんでしょうか。

○診療所事務局長（斉藤 淳君） 議長、診療所事務局長。

○副議長（野口俊明君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（斉藤 淳君） 診察室だけ完全に間仕切りをして個室化するということでございます。

○議員（8番 岩井美保子君） はい、了解。

○副議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第9号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

○副議長（野口俊明君） 日程第8、議案第10号 平成20年度大山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第10号 平成20年度大山町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万1,000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,009万6,000円とするものであります。

この補正予算は、平成21年4月からの介護保険の制度改正に伴う介護保険システムの改修に要する経費について増額するものであります。

歳入から説明いたします。

第15款国庫支出金111万円の増は、平成21年4月からの介護保険のシステム改修に係る介護保険事業費補助金の増によるものであります。

第30款繰入金122万1,000円の増は、介護保険のシステム改修事業に係る経費の町負担分を一般会計から繰入れするものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款総務費233万1,000円の増は介護保険システムの改修に係る経費の増によるものであります。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第10号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第1号

○副議長（野口俊明君） 日程第9、発議案第1号 大山町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 荒松廣志君。

○提出者（議会運営委員長 荒松廣志君） 議長。ただいま議題となりました発議案第1号 大山町議会議員政治倫理条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

議会議員は、町民の代表としてその品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、町民の厳正な信託に応えるべく、常に町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努めることは当然の義務であります。

しかしながら、昨年発生した議員の法令違反問題を契機に、議員モラルの低下や議会の体質について、町民のみなさまをはじめ、多くの方々から、ご意見やご指摘を賜りました。議会は、このような状況を真摯に受け止め、議長の命により議会運営委員会において、議員モラルの向上と失われつつある議会権威の回復を図るべく、その方策を検討してまいりました。

本日まで、多くの時間を費やすこととなりましたが、議員政治倫理条例を制定することで意見の一致を見て、ここに素案をまとめ上げることができましたので提案するものであります。

この条例では、議員の責務として、高い倫理性の自覚や清廉の保持を掲げ、倫理違反

の疑いを持たれた場合には、議員自らが疑惑の解明に努めることや、地位利用、口利き等の不正行為を禁止する遵守基準を設けております。

また、これに違反する疑いがある場合、調査請求により審査会の設置や町民への説明会の開催について規定しております。

また、職務関連犯罪容疑による起訴後も、引続き議員の職に留まろうとするときは、その高潔性の実証と政治責任を明らかにし、その責任を追及するため、町民に対して説明会を開催するほか、有罪判決の宣告を受け、刑が確定したときは、議会の品位と名誉を守り町政に対する町民の信頼を回復するため、議会は必要な措置を講じることとしております。以上で、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから発議案第1号 大山町議会議員政治倫理条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第2号

○副議長（野口俊明君） 日程第10、発議案第2号 大山町議会議員の政治倫理に関する規則の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 荒松廣志君。

○提出者（議会運営委員長 荒松廣志君） 議長。ただいま議題となりました発議案第2号 大山町議会議員の政治倫理に関する規則の制定について提案理由のご説明をいたします。

先ほど発議案第1号 大山町議会議員政治倫理条例をご承認いただきましたが、条例の第11条で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると、規則への引用をしておりますので、調査請求書の様式、審査会の会長、副会長の選任方法、審査会の議事、調査報告書の様式、説明会開催の手続き等について、規定するものであります。

以上で、発議案第2号の提案理由の説明を終わります。

○副議長（野口俊明君） これから発議案第2号 大山町議会議員の政治倫理に関する

規則の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○副議長（野口俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成21年第2回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後1時30分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員

